

一ノ瀬 弘昭
無所属

マイマイガ駆除の
対応について

問 侵略的外来種ワースト100の選定種であるマイマイガが、砂川市でも昨年から2年連続で大量発生しています。

答 市内では、森林被害は元より、サクランボやプラム、リンゴやナシなどの果樹木にも被害が出たと見聞しています。人的被害・森林などへの被害、ひいては環境悪化を改善する観点から、砂川市全体規模でのマイマイガ駆除対策が急務となっていますので次の点について伺います。

住民の方々が行う駆除に、薬剤代金の助成を行う市町村が全国的に増えています。砂川市にその考えはないか。

また、助成などの考えが無い場合、最低限、住民の方々が薬剤散布を行う場合の噴霧器の貸し出しはできないか。

答 害虫の種類は多種多様で、一種類の害虫駆除に対する助成は難しいと考えています。各家庭の害虫駆除は、マイマ

イガやそれ以外の害虫も、それぞれのご家庭で適切な駆除をお願いします。

噴霧器についても、貸し出しの考えはありません。

指さし会話ボードの
活用について

問 福島県、福島市で活動する、NPO法人「ユニバーサルデザイン・結」が、福島市制100周年記念まちづくり事業の関連で作成した「指さし会話ボード」が、全国で注目されています。

答 この「指さし会話ボード」とは、予め想定される最小限の会話を、挿絵を付けた分かりやすいカードに整理したもので、聴覚障がい者や高齢者、外国人の方々など、自分の意志を伝える事が困難な方やコミュニケーションのとりにくい方などと、互いに指さしながら、会話をスムーズにできるように作成されたものです。

この「指さし会話ボード」を導入する考えについて。

答 「指さし会話ボード」は、市役所などの窓口を訪れる障がい者や高齢者などに「証明書を取りに来た」「健康のこ

との相談」などの説明文が付いたボードの絵を指で指してもらうことで、職員との意思疎通が図られるものです。

今後、内容や活用状況の調査など、検討を加えていきます。



福島市の「指さし会話ボード」

小黒 弘
無所属の会

市立病院改築事業
について

問 新病院建設は順調に進んでいます。平成18年10月に基本設計が示されてから、新

本館工事費や医療機器等整備費の増により、病院改築事業費も約14億円から現時点では約197億円と大きな増額が予定されています。

答 ①医療機器整備費が基本計画では25億円だったのが、19

億円増えた理由について伺います。

答 ②一般病床利用率について、基本設計では85%でした。また、本年2月に作られた病院改革プランでも80・9%でしたが、今回出された利用率は72・6%です。利用率目標が低下している原因について伺います。

答 ①新病院における医療機器の整備は、当院が中空知地域センター病院をはじめ、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターなどの指定を受けています。

地域の基幹病院として求められる診断や治療内容がより高度・専門化してきているので、いま以上に安全・安心かつ高度・専門医療への対応を図っていくため、医療機器の整備が必要となっています。

答 ②平成18年に国の政策で行われた医療費抑制を目的とした診療の標準化に伴う入院日数の短縮、最短治療、社会への早期復帰など政策的な施策から、長期入院が減少しています。

また、DPCなどによる包括的医療の推進において、従

来入院により検査を行っているものが、外来部門で一定の検査を実施し、その検査結果において入院治療を行うという医療体制の変化も病床利用率低下の要因と考えられます。

「すながわ お試し暮らし」について

問 砂川市の移住・定住事業のひとつで、生活用品を備えた長期滞在可能な施設利用の評判が良いようです。この「お試しハウス」をもう1戸か2戸増やす考えはないのか伺います。

答 病院の医師住宅は4戸ありますが、そんなに経費をかけるので使える住宅は1戸です。何とかもう1戸増やして事業をやるような方向を内部で検討しています。



お試しハウス(市内吉野)

土田 政己
日本共産党

新しい「生活福祉資金」貸付制度について

問 失業者や低所得者などに低利で生活資金を貸付ける、

国の「生活福祉資金」貸付制度が10月から改正され、内容がより充実されたと言われていますので、次のことについて伺います。

①新しい「生活福祉資金」貸付制度の内容について。

②新制度の活用を広げるための市民への周知について。

答 生活福祉資金貸付事業は国の制度で、低所得者世帯などに対して、低利な資金貸付けを行い、経済的自立や生活意欲の助長促進などを図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としています。

事業の実施主体は、都道府県の社会福祉協議会であり、申請受付などの窓口事務は、市町村の社会福祉協議会となっています。

①新しい「制度」の内容については、従前の制度に比べ

活用しやすく、低所得者等に対し効果的な支援に向けて3点の見直しが行なわれました。

1点目は、従来の貸付資金の10種類を4種類に統合し、利用者にとってわかりやすい「総合支援資金」を創設しました。

2点目は、連帯保証人の要件緩和で、原則的には、貸付金の性格から連帯保証人が必要ですが、連帯保証人を確保できない方に対しても貸付けができるようになりました。

3点目は、貸付利率の引き下げで、従来の年3%の利率を、連帯保証人を確保した場合は無利率で、確保できない場合は年15%に引き下げられました。

②「新制度」の活用を広げるための市民への周知であり、ますが、現在のところ社会福祉協議会では、福祉センター内の掲示板に制度内容を記載しているパンフレットを掲載したり、市役所の窓口においても、住宅手当事業の他、生活福祉貸付金事業についてもパンフレットを配置し、事業の周知に努めています。

また、広報による周知につ

いても、明年1月の『社協だより』で、新しくなった生活福祉資金貸付事業内容を掲載するとともに、『広報すながわ』を活用して、広く制度の周知に努めていきます。



中江 清美
日本共産党

子ども権利条例について

問 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的な権利を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約が定める基本的人権をその生存・成長・発達過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から、保護参加という包括的な権利を

現・確保するために必要となる具体的な事項を規定し、日本は一九九四年に批准しています。

市町村での条例の制定義務はありませんが、今、子どもに関する事件が多く報道されており、痛ましい事件も起きています。少子化といわれる中で、大人の目が地域の子どもの達に届くように有効な手立てが必要と思われ、(仮)砂川市子ども権利条例」を制定することで、具体的な動きが起きるのではないかと考えます。第6期総合計画の中で第一義的に取り入れていく考えについて伺います。

答 この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれていた児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障・促進するために定められたものです。この条約では、大きく子どもの「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」など

の子ども権利について定めており、その内容は、先進国であれ、開発途上国であれすべきの国に受け入れられるべき

普遍的なものとなっております。当市としては、同条約の批准国として、同条約で認められている子どもの権利を実現するために制定された法令や各種の施策などについて、関係する市の部局と連携を図りながら、その具現化に努めるとともに、教育委員会では、当市の実態に即した形で、条約の理念を基に、将来を担う子ども達を守り育てるために、家庭・地域・学校・行政が一体となって各種事業を推進しているところであり、当市としては今後においても、国や道が制定した法令や各種施策を基に具現化する事を基本としており、現時点においては、第6期総合計画の中で条例化する考え方は持っておりません。

